

令和 6 年度

第 6 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 3 月 7 日（金）16：00～
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 令和 6 年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- 2 令和 6 年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

令和6年度第6回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

1. 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿	P 1～2
2. 最低賃金審議会令（抄）	P 3～4
3. 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況	P 5～6
4. 沖縄県特定（産業別）最低賃金	P 7～8
5. 令和6年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について	P 9～10
6. 令和6年度 業務改善助成金の実績	P 11～14
7. 令和6年度 支援策の活用状況	P 15～16
8. 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 （令和6年1月から3月実施分、全国及び沖縄）	P 17～20
9. 令和6年度 地域別最低賃金答申状況	P 21～22
10. 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会日程（案）	P 23～28
11. 令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	P 29～34
12. 2025年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明について	P 35～36

令和 6 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	いわ 岩 はし 橋 ろ 培 き 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	う 上 え 江 ず 洲 じゅん 純 こ 子	沖縄国際大学法学部教授
	しま 島 ぶくろ 袋 ひで 秀 かつ 勝	弁 護 士
	しろ 城 ま 間 ただし 貞	公認会計士・税理士
	にし 西 むら 村 オ リ 工 工	弁 護 士
労働者代表委員	いし 石 かわ 川 しゅう 修 じ 治	連合沖縄副事務局長
	き 喜 な 納 ひろ 浩 のぶ 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	ち 知 はな 花 まさる 優	連合沖縄事務局長
	てる 照 き 喜 な 名 とも 朝 かず 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	の 野 はら 原 よう 陽 こ 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	さ 佐 く 久 もと 本 かず 和 よ 代	沖縄県中小企業団体中央会 事務局長
	た 田 ばた 端 かず 一 お 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	つ 津 は 波 こ 古 とおる 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
	ひ 比 が 嘉 か 華 な 奈 え 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	ふく 福 ち 地 あつ 敦 し 士	那覇商工会議所事務局長
備考	発令年月日 令和 5 年 4 月 1 日（なお、津波古透委員のみ令和 6 年 6 月 24 日発令） 任期満了日 令和 7 年 3 月 31 日 各委員の配列は五十音順	

最低賃金審議会令（抄）

（最低賃金専門部会）

第6条第1項

最低賃金法第25条第1項又は第2項により審議会におかれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員の数は、9人以内とする。

第6条第5項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6条第7項

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

【沖縄地方最低賃金審議会専門部会】

○ 沖縄県最低賃金専門部会

令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況

資料 3

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 1 (大会議室)	月	1回 15:00	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改正諮問 ○地域最賃専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
2	7. 2 2 (大会議室)	月					1回 15:00	○(地域別) 部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 2 4 ～7. 2 6 (事業場)	水～金					2回	○(地域別) 事業場実地視察	
4	7. 3 1 (大会議室)	水	2回 13:00	○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無に係る検討	3回 15:30	○参考人意見聴取 ○実地視察結果	
5	8. 2 (大会議室)	金					4回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8. 5 (大会議室)	月					5回 15:00	○(地域別) 額調整	
7	8. 7 (大会議室)	水	3回 16:00	○地賃専門部会の審議状況報告 ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無について運小の結果報告及び答申	2回 13:00	○使用者意見概要書の検討 ○特定(産別)最賃改正の必要性の有無についての検討	6回 14:00	○(地域別) 額調整	
8	8. 9 (大会議室)	金					7回 14:00	○(地域別) 額調整	
9	8. 1 3 (大会議室)	火	4回 16:30	○沖縄県最低賃金改正決定について(部会報告)(採決) ○答申 時間額9 5 2円(5 6円引上げ)			8回 15:30	○(地域別) 額調整、採決(報告書作成)	
10	8. 2 9 (大会議室)	木	5回 9:30	○異議申出内容に係る諮問・審議 ○答申 8/13答申のとおり					改正決定 9/9官報公示 10/9発効
11	7. 3. 7 (大会議室)	金	6回 16:00	○令和6年度審議会の総括について ○最低賃金専門部会の廃止について ○令和7年度特定(産別)最低賃金申出意向確認 ○その他					

沖縄県 特定（産業別）最低賃金

適用範囲	金額	(参考) 他の都道府県の状況
糖 類 製 造 業	769円	北海道(1,048)、千葉(889)(調味料)、香川(849)(冷凍調理食品)、宮崎(678)(乳製品)、
新 聞 業	879円	なし
各 種 商 品 小 売 業	770円	青森(956)、岩手(767)、茨城(881)、栃木(874)、埼玉(849)、千葉(848)、新潟(932)、長野(950)、静岡(886)、愛知(847)、滋賀(840)、京都(938)、兵庫(797)、鳥取(902)、岡山(933)、広島(903)、愛媛(854)、大分(716)、宮崎(705)、
自 動 車 (新 車) 小 売 業	770円	青森(963)、岩手(1,004)、宮城(1,036)、秋田(980)、福島(1,020)、埼玉(1,089)、千葉(922)、神奈川(842)、新潟(1,015)、富山(769)、愛知(943)、京都(939)、大阪(993)、兵庫(963)、奈良(892)、島根(1,000)、広島(1,038)、福岡(1,066)、大分(991)宮崎(927)、鹿児島(986)、

※ 都道府県名(金額)に下線のあるものは、地域別最低賃金を上回っている特定最賃

令和6年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について

○文書の発出・プレスリリースなど

8月30日	付帯決議が付された答申内容の周知協力要請文の発出 → 令和6年8月30日記者発表プレスリリース【県、総合事務局、県内国家機関、県内市町村、計85件（総合事務局へは局長自ら直接協力要請依頼）】
9月9日	官報公示(プレスリリース) → 令和6年10月9日(水)より発効併せて、「沖縄県版支援パッケージ」を作成、発表(プレスリリース)(パッケージは、最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策で、県、総合事務局、沖縄振興開発金融公庫の協力を得て作成)
9月25日～	本省版リーフレット、ポスター、沖縄県版支援パッケージを添えて、周知広報依頼(県、総合事務局、各市町村、使用者および労働団体、各金融機関、大学、高校、他業界団体等、約1300件)
9月27日～ 10月4日	使用者団体を訪問。最低賃金改正周知への協力依頼、中小企業・小規模事業者への支援策について説明
10月1日	記者発表プレスリリース(最低賃金改正周知に係る街頭キャンペーンの実施)

○街頭キャンペーンなど

10月1日	県、労使団体の協力を得て、県庁前広場にて最低賃金改正周知街頭キャンペーンを実施(局長挨拶、ポケットティッシュ配布)
10月3日	本島北部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)
10月4日	石垣市役所(市長)、竹富町役場(副町長)、他関係団体等を訪問し、周知協力依頼
10月5日	八重山産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)
10月8日	本島中部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)
10月25日	奥武山公園で開催された「沖縄の産業まつり」会場にて、県工業連合会の協力を得て、周知広報(ポケットティッシュ配布)
11月22、23日	宮古島市役所(市長)、宮古島商工会議所等を訪問し、周知協力依頼
11月23日	宮古島産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)

○その他

・令和6年9月11日から本省版リーフレットを合同庁舎掲示板に掲示、局ホームページに掲載
・令和6年9月11日から局徴収室前の電子掲示板(デジタルサイネージ)に最賃リーフレット表示
・周知用ポケットティッシュを作成し、上記の街頭キャンペーン等の機会に配布するとともに、労働局各関係部署(監督署、ハローワーク等)の窓口に設置した。
・沖縄県の協力の下、県内イオン5店舗へポスター、リーフレットを設置(10月)
・懸垂幕の設置：名護署、宮古署、八重山署(10月～)
・県内各市町村に対し、HP及び広報誌への広報依頼を実施 HP ⇒ 全市町村が最低賃金リーフレット等の周知記事を掲載 広報誌 ⇒ 発行しているすべての市町村が掲載(40市町村)
・モノレール駅構内へポスターを掲示(9/30～10/6本省実施、2/3～2/23労働局実施)

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

○申請件数

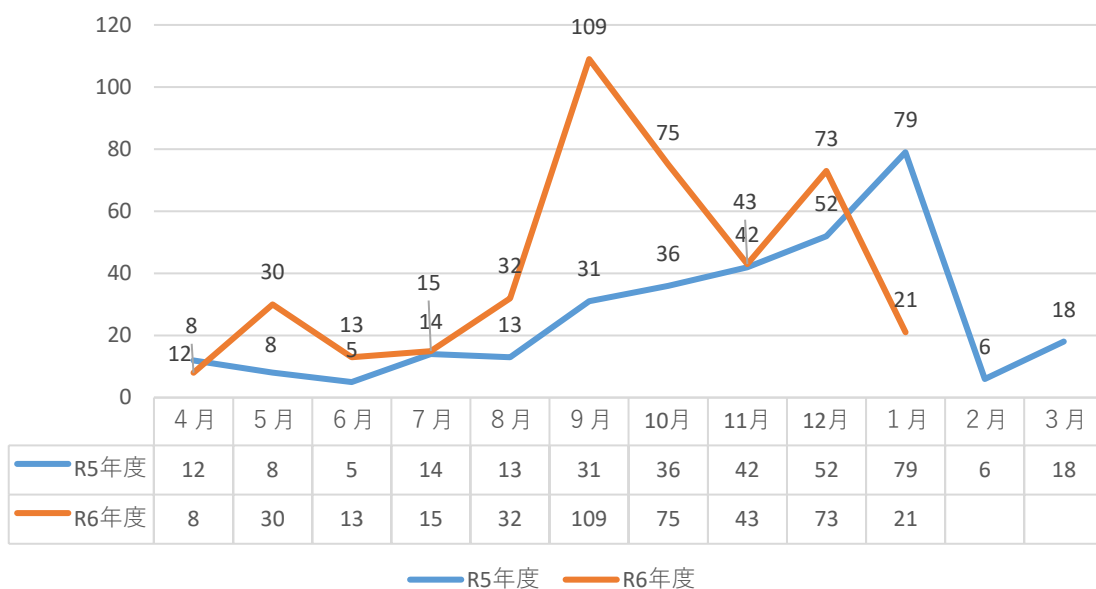
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
沖縄	7	8	68	87	316	419
全国	673	805	5,047	7,264	19,764	21,776

○交付決定件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
沖縄	5	8	54	82	217	337
全国	542	626	3,859	5,672	13,603	17,331

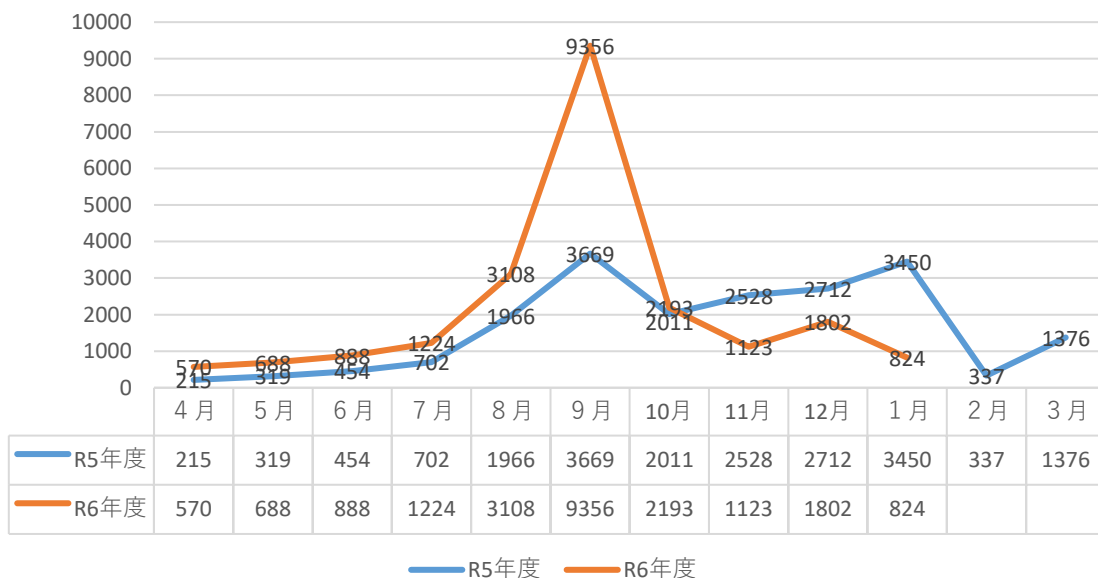
※令和6年度分については令和7年1月分までの集計

申請件数（沖縄県）



— R5年度 — R6年度

申請件数（全国）



— R5年度 — R6年度

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和7年1月31日時点

	令和6年									令和7年			局 別 合 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	25	0	0	1,030
02 青 森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	2	0	0	248
03 岩 手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	5	0	0	282
04 宮 城	9	4	6	13	53	172	22	18	12	3	0	0	312
05 秋 田	1	6	0	10	17	80	7	6	13	1	0	0	141
06 山 形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	8	0	0	201
07 福 島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	13	0	0	469
08 茨 城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	17	0	0	341
09 栃 木	7	11	14	27	67	112	26	23	22	11	0	0	320
10 群 馬	7	5	13	19	28	102	34	8	31	10	0	0	257
11 埼 玉	14	12	21	43	72	215	32	37	80	24	0	0	550
12 千 葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	27	0	0	449
13 東 京	60	50	54	86	195	446	86	107	363	215	0	0	1,662
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	28	0	0	620
15 新 潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	7	0	0	375
16 富 山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	5	0	0	202
17 石 川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	2	0	0	227
18 福 井	7	4	13	20	47	213	29	9	9	7	0	0	358
19 山 梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14	8	0	0	157
20 長 野	6	12	18	26	57	164	19	31	31	12	0	0	376
21 岐 阜	12	22	19	32	83	247	27	28	17	6	0	0	493
22 静 岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	13	0	0	634
23 愛 知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	40	0	0	1,632
24 三 重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	11	0	0	367
25 滋 賀	11	10	24	17	43	174	17	10	23	8	0	0	337
26 京 都	11	18	16	23	40	240	22	22	39	20	0	0	451
27 大 阪	59	69	89	107	340	714	93	87	174	94	0	0	1,826
28 兵 庫	29	18	59	62	222	371	45	38	60	25	0	0	929
29 奈 良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	9	0	0	239
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	10	0	0	277
31 鳥 取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	1	0	0	228
32 島 根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	2	0	0	184
33 岡 山	18	18	22	25	68	207	14	5	24	4	0	0	405
34 広 島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	10	0	0	499
35 山 口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	4	0	0	348
36 徳 島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	5	0	0	464
37 香 川	5	20	6	26	38	182	16	17	14	8	0	0	332
38 愛 媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	9	0	0	280
39 高 知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	0	0	0	210
40 福 岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
41 佐 賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
42 長 崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
43 熊 本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	11	0	0	374
44 大 分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
45 宮 崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
47 沖 縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
合 計	570	688	888	1,224	3,108	9,356	2,193	1,123	1,802	824	0	0	21,776

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表（交付決定件数累計）

令和7年1月31日時点

	令和6年									令和7年			局 別 合 計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	0	69	56	21	57	36	5	11	562	43	0	0	860
02 青 森	20	6	10	11	13	19	4	12	110	41	0	0	246
03 岩 手	16	18	11	8	8	14	9	10	113	26	0	0	233
04 宮 城	24	17	13	25	5	5	23	15	53	54	0	0	234
05 秋 田	19	2	4	2	2	10	8	6	79	7	0	0	139
06 山 形	0	18	14	21	4	17	8	10	76	45	0	0	213
07 福 島	26	14	15	27	13	10	11	14	173	43	0	0	346
08 茨 城	6	28	21	23	14	7	12	12	151	26	0	0	300
09 栃 木	27	26	9	17	3	14	15	16	58	118	0	0	303
10 群 馬	11	15	22	14	7	14	9	14	79	27	0	0	212
11 埼 玉	35	58	33	30	16	31	20	20	135	50	0	0	428
12 千 葉	1	26	41	38	28	19	21	14	88	73	0	0	349
13 東 京	15	74	68	81	60	71	36	21	359	138	0	0	923
14 神奈川	15	24	54	70	46	26	28	28	165	91	0	0	547
15 新 潟	40	20	19	26	8	8	12	14	201	28	0	0	376
16 富 山	18	4	9	7	20	6	6	13	105	13	0	0	201
17 石 川	39	18	19	7	21	7	9	10	114	10	0	0	254
18 福 井	4	22	11	13	6	11	8	18	148	62	0	0	303
19 山 梨	10	7	10	6	4	9	8	6	25	24	0	0	109
20 長 野	2	18	16	27	19	15	7	8	147	58	0	0	317
21 岐 阜	8	17	26	20	11	11	13	8	239	63	0	0	416
22 静 岡	89	62	50	45	30	22	24	30	209	167	0	0	728
23 愛 知	1	19	67	157	36	30	29	38	330	339	0	0	1,046
24 三 重	4	14	5	17	11	12	7	9	164	49	0	0	292
25 滋 賀	6	22	28	20	15	10	24	12	52	40	0	0	229
26 京 都	34	39	26	23	16	21	19	26	110	93	0	0	407
27 大 阪	52	148	127	88	66	42	42	41	511	192	0	0	1,309
28 兵 庫	3	26	49	70	50	36	71	14	368	184	0	0	871
29 奈 良	17	13	16	18	5	9	9	15	109	31	0	0	242
30 和歌山	7	5	15	9	9	12	15	6	77	33	0	0	188
31 鳥 取	0	25	10	14	7	2	9	9	53	56	0	0	185
32 島 根	5	3	14	3	5	13	6	11	74	21	0	0	155
33 岡 山	0	9	23	16	17	15	16	25	36	16	0	0	173
34 広 島	13	33	19	31	14	13	17	13	178	78	0	0	409
35 山 口	30	14	7	13	7	16	4	8	122	56	0	0	277
36 徳 島	3	3	9	9	11	7	5	6	63	197	0	0	313
37 香 川	9	5	24	15	15	18	9	9	205	14	0	0	323
38 愛 媛	33	24	17	8	9	10	9	15	141	29	0	0	295
39 高 知	15	6	3	4	10	5	12	6	60	19	0	0	140
40 福 岡	39	61	57	83	38	16	49	52	291	99	0	0	785
41 佐 賀	30	12	6	15	8	8	2	5	66	26	0	0	178
42 長 崎	4	6	14	21	7	5	9	9	143	32	0	0	250
43 熊 本	32	33	24	25	12	27	28	21	57	18	0	0	277
44 大 分	34	40	12	6	4	12	15	17	118	40	0	0	298
45 宮 崎	13	5	7	9	13	10	5	3	67	25	0	0	157
46 鹿児島	10	19	13	9	5	10	6	11	49	26	0	0	158
47 沖 縄	0	37	21	22	0	23	14	24	78	118	0	0	337
合 計	819	1,184	1,144	1,244	785	764	727	715	6,911	3,038	0	0	17,331

業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表

○申請件数																	上段: 件数		
																	下段: 対前年度比		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	186		196		382	
28年度		5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)		421 (214.8%)		592 (155.0%)	
29年度		34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	443 (259.1%)		458 (108.8%)		901 (152.2%)	
30年度		26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	618 (139.5%)		377 (82.3%)		995 (110.4%)	
元年度		7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	387 (62.6%)		286 (75.9%)		673 (67.6%)	
2年度		12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	287 (74.2%)		518 (181.1%)		805 (119.6%)	
3年度	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
4年度	通常	62	103	155	204	606	2,195	420	230	218	266	258	772	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	903	－	－	3,325	3,571	2,164	3,693	5,489	7,264
	合計	118	126	178	332	606	2,211	486	395	613	1,169	258	772	(110.6%)	(118.8%)	(123.7%)	(180.9%)	(115.4%)	(143.9%)
5年度	通常	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,328	7,328	12,436	12,436	19,764	19,764
	合計	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	(220.4%)	(205.2%)	(574.7%)	(336.7%)	(360.1%)	(272.1%)
6年度		570	688	888	1,224	3,108	9,356	2,193	1,123	1,802	824	－	－	15,834 (216.1%)		5,942 (47.8%)		21,776 (110.2%)	

○交付決定件数														上段: 件数 下段: 対前年度比					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月		10月～3月		合計	
27年度		13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	149		194		343	
28年度		3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	83 (55.7%)		350 (180.4%)		433 (126.2%)	
29年度		18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	317 (381.9%)		481 (137.4%)		798 (184.3%)	
30年度		13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	368 (116.1%)		502 (104.2%)		870 (109.0%)	
元年度		3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	133 (36.1%)		409 (81.5%)		542 (62.3%)	
2年度		14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	200 (150.4%)		426 (104.2%)		626 (115.5%)	
3年度	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)
4年度	通常	117	159	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	78	83	54	19	43	23	25	40	160	284	491	101	1,139	1,439	3,132	4,233	4,271	5,672
	合計	195	242	215	133	256	398	1,102	939	606	613	778	195	(198.1%)	(250.3%)	(96.3%)	(128.9%)	(111.6%)	(147.0%)
5年度	通常	193	447	373	413	524	949	1,938	1,950	2,306	2,231	1,910	172	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例	通常のみ	通常＋特例
	特例	81	69	35	5	4	0	0	1	2	0	0	0	2,899	3,093	10,507	10,510	13,406	13,603
	合計	274	516	408	418	528	949	1,938	1,951	2,308	2,231	1,910	172	(254.5%)	(214.9%)	(335.5%)	(248.3%)	(313.9%)	(239.8%)
6年度		819	1,184	1,144	1,244	785	764	727	715	6,911	3,038	－	－	5,940 (204.9%)		11,391 (108.4%)		17,331 (129.3%)	

令和6年度 支援策の活用状況

《支援策・支援概要》	《活用状況》
キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) 〔沖縄労働局〕 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度(当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。)	令和6年度(令和7年2月末現在) 申請件数 77件、支給決定件数 52件、支給決定額 21,548,000円 令和5年度 申請件数 28件、支給決定件数 28件、支給決定額 15,648,750円
沖縄県所得向上応援企業認証制度 〔沖縄県〕 従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証する制度	令和6年度認証企業 45社(令和7年2月6日時点) 令和5年度認証企業 59社 令和4年度認証企業 20社
サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金 〔沖縄総合事務局〕 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援する。	令和6年度交付決定件数 ・通常枠(1～7次)：205件(全国合計16,540件) ・インボイス枠(インボイス対応類型)(1～12次)：546件(全国合計33,438件) ・インボイス枠(電子取引類型)(1～7次)：0件(全国合計1件) ・セキュリティ対策推進枠(1～7次)：3件(全国合計192件) ・複数社連携IT導入枠(1～4次)：0件(全国合計4件)
中小企業向け賃上げ促進税制 〔沖縄総合事務局〕 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度。	令和5年度(全国合計) 適用件数 238,744件、適用法人数 238,501件、適用総額 290,799,065千円

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（全国）

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和 元 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和6年1月～3月、全国計）

業 種	合 計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,649	429	11.8%	3,373	385	11.4%	276	44	15.9%
01 食料品製造業	931	98	10.5%	931	98	10.5%	0	0	-
02 繊維工業	330	39	11.8%	330	39	11.8%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	294	27	9.2%	294	27	9.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	59	6	10.2%	59	6	10.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	51	7	13.7%	51	7	13.7%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	136	9	6.6%	136	9	6.6%	0	0	-
07 印刷・製本業	151	22	14.6%	151	22	14.6%	0	0	-
08 化学工業	219	30	13.7%	215	30	14.0%	4	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	51	10	19.6%	48	8	16.7%	3	2	66.7%
10 鉄鋼業	16	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	16	5	31.3%	13	5	38.5%	3	0	0.0%
12 金属製品製造業	213	29	13.6%	208	28	13.5%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	136	19	14.0%	101	9	8.9%	35	10	28.6%
14 電気機械器具製造業	270	38	14.1%	97	13	13.4%	173	25	14.5%
15 輸送用機械等製造業	73	9	12.3%	31	3	9.7%	42	6	14.3%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	700	81	11.6%	699	81	11.6%	1	0	0.0%
02 鉱業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	232	25	10.8%	232	25	10.8%	0	0	-
01 土木木工事業	41	6	14.6%	41	6	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	104	10	9.6%	104	10	9.6%	0	0	-
03 その他の建設業	87	9	10.3%	87	9	10.3%	0	0	-
04 運輸交通業	35	9	25.7%	35	9	25.7%	0	0	-
02 道路旅客運送業	12	4	33.3%	12	4	33.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	23	5	21.7%	23	5	21.7%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
1号～5号 計	3,928	464	11.8%	3,652	420	11.5%	276	44	15.9%
06 農林業	78	19	24.4%	78	19	24.4%	0	0	-
01 農業	76	19	25.0%	76	19	25.0%	0	0	-
02 林業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	27	2	7.4%	27	2	7.4%	0	0	-
01 畜産業	22	2	9.1%	22	2	9.1%	0	0	-
02 水産業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
08 商業	6,395	657	10.3%	6,379	655	10.3%	16	2	12.5%
01 卸売業	1,309	105	8.0%	1,306	105	8.0%	3	0	0.0%
02 小売業	4,143	453	10.9%	4,130	451	10.9%	13	2	15.4%
03 理美容業	796	82	10.3%	796	82	10.3%	0	0	-
04 その他の商業	147	17	11.6%	147	17	11.6%	0	0	-
09 金融・広告業	66	8	12.1%	66	8	12.1%	0	0	-
01 金融業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
10 映画・演劇業	9	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	101	12	11.9%	101	12	11.9%	0	0	-
13 保健衛生業	959	82	8.6%	959	82	8.6%	0	0	-
01 医療保健業	231	24	10.4%	231	24	10.4%	0	0	-
02 社会福祉施設	688	56	8.1%	688	56	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	40	2	5.0%	40	2	5.0%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,226	323	10.0%	3,226	323	10.0%	0	0	-
01 旅館業	536	47	8.8%	536	47	8.8%	0	0	-
02 飲食店	2,541	261	10.3%	2,541	261	10.3%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	149	15	10.1%	149	15	10.1%	0	0	-
15 清掃・と畜業	278	27	9.7%	278	27	9.7%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	413	39	9.4%	410	39	9.5%	3	0	0.0%
01 派遣業	19	0	0.0%	17	0	0.0%	2	0	0.0%
02 その他の事業	394	39	9.9%	393	39	9.9%	1	0	0.0%
6号～17号 計	11,557	1,169	10.1%	11,538	1,167	10.1%	19	2	10.5%
合 計	15,485	1,633	10.5%	15,190	1,587	10.4%	295	46	15.6%

最 低 賃 金 監 督 指 導 実 施 状 況 (沖縄)

第 1 表 最低賃金法第 4 条違反事業場

1 令和 6 年 (1 月～3 月)

最低賃金別	監督実施状況			全国違反率 (%)
	監督実施事業場 (件)	法第 4 条違反事業場 (件)	違反率 (%)	
地域別最賃	216	20	9.3	10.4
産業別最賃	0	0	0.0	15.6
合計	216	20	9.3	10.5

※監督実施事業場数については、監督実施時労働者0人の事業場を除く。

2 年次別推移

年別	沖 縄			全国違反率 (%)
	監督実施事業場 (件)	法第 4 条違反事業場 (件)	違反率 (%)	
平成12年	297	52	17.5	9.5
平成13年	252	32	12.6	9.3
平成14年	261	40	15.3	9.2
平成15年	211	32	15.2	6.6
平成16年	186	8	4.3	5.5
平成17年	192	17	8.9	6.4
平成18年	136	26	19.1	6.8
平成19年	267	26	9.7	6.9
平成20年	218	11	5.0	6.7
平成21年	45	6	13.3	8.5
平成22年	171	6	3.5	7.8
平成23年	155	10	6.5	10.4
平成24年	181	22	12.2	8.3
平成25年	150	32	21.3	9.6
平成26年	135	11	8.1	10.7
平成27年	133	15	11.3	11.6
平成28年	115	20	17.4	13.3
平成29年	147	34	23.1	14.1
平成30年	203	23	11.3	12.7
平成31年	209	15	7.2	13.7
令和 2 年	180	9	5.0	13.3
令和 3 年	117	3	2.6	8.1
令和 4 年	174	8	4.6	10.7
令和 5 年	143	7	4.9	10.3
令和 6 年	216	20	9.3	10.5

※平成26年以前については、約定賃金が最低賃金額以上で24条違反を含む

第 2 表 最低賃金法第 4 条違反事業場の最低賃金に関する認識度

(令和 6 年)

最低賃金別	法第 4 条違反事業場	適用される最低賃金を知っている	金額は知らないが適用されることを知っている	最低賃金が適用されなかった
地域別最賃	20	12	7	1
	100.0%	60.0%	35.0%	5.0%
産業別最賃	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%
合計	20	12	7	1
	100.0%	60.0%	35.0%	5.0%

令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日（※2）
北海道	B	50	1010（ 960 ）	50	±0	2024年 10月1日
青 森	C	50	953（ 898 ）	55	+5	2024年 10月5日
岩 手	C	50	952（ 893 ）	59	+9	2024年 10月27日
宮 城	B	50	973（ 923 ）	50	±0	2024年 10月1日
秋 田	C	50	951（ 897 ）	54	+4	2024年 10月1日
山 形	C	50	955（ 900 ）	55	+5	2024年 10月19日
福 島	B	50	955（ 900 ）	55	+5	2024年 10月5日
茨 城	B	50	1005（ 953 ）	52	+2	2024年 10月1日
栃 木	B	50	1004（ 954 ）	50	±0	2024年 10月1日
群 馬	B	50	985（ 935 ）	50	±0	2024年 10月4日
埼 玉	A	50	1078（ 1028 ）	50	±0	2024年 10月1日
千 葉	A	50	1076（ 1026 ）	50	±0	2024年 10月1日
東 京	A	50	1163（ 1113 ）	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162（ 1112 ）	50	±0	2024年 10月1日
新 潟	B	50	985（ 931 ）	54	+4	2024年 10月1日
富 山	B	50	998（ 948 ）	50	±0	2024年 10月1日
石 川	B	50	984（ 933 ）	51	+1	2024年 10月5日
福 井	B	50	984（ 931 ）	53	+3	2024年 10月5日
山 梨	B	50	988（ 938 ）	50	±0	2024年 10月1日
長 野	B	50	998（ 948 ）	50	±0	2024年 10月1日
岐 阜	B	50	1001（ 950 ）	51	+1	2024年 10月1日
静 岡	B	50	1034（ 984 ）	50	±0	2024年 10月1日
愛 知	A	50	1077（ 1027 ）	50	±0	2024年 10月1日
三 重	B	50	1023（ 973 ）	50	±0	2024年 10月1日
滋 賀	B	50	1017（ 967 ）	50	±0	2024年 10月1日
京 都	B	50	1058（ 1008 ）	50	±0	2024年 10月1日
大 阪	A	50	1114（ 1064 ）	50	±0	2024年 10月1日
兵 庫	B	50	1052（ 1001 ）	51	+1	2024年 10月1日
奈 良	B	50	986（ 936 ）	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980（ 929 ）	51	+1	2024年 10月1日
鳥 取	C	50	957（ 900 ）	57	+7	2024年 10月5日
島 根	B	50	962（ 904 ）	58	+8	2024年 10月12日
岡 山	B	50	982（ 932 ）	50	±0	2024年 10月2日
広 島	B	50	1020（ 970 ）	50	±0	2024年 10月1日
山 口	B	50	979（ 928 ）	51	+1	2024年 10月1日
徳 島	B	50	980（ 896 ）	84	+34	2024年 11月1日
香 川	B	50	970（ 918 ）	52	+2	2024年 10月2日
愛 媛	B	50	956（ 897 ）	59	+9	2024年 10月13日
高 知	C	50	952（ 897 ）	55	+5	2024年 10月9日
福 岡	B	50	992（ 941 ）	51	+1	2024年 10月5日
佐 賀	C	50	956（ 900 ）	56	+6	2024年 10月17日
長 崎	C	50	953（ 898 ）	55	+5	2024年 10月12日
熊 本	C	50	952（ 898 ）	54	+4	2024年 10月5日
大 分	C	50	954（ 899 ）	55	+5	2024年 10月5日
宮 崎	C	50	952（ 897 ）	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953（ 897 ）	56	+6	2024年 10月5日
沖 縄	C	50	952（ 896 ）	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055（ 1004 ）	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

資料10-1
No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7. 1 （大会議室）	火	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	7. 1(火) ～7. 16(水)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1～7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7. 18 （大会議室）	金						1回 15:00	○（地域別）部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 23 ～7. 25 （事業場）	水～金						2回	○（地域別）事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 30 （大会議室）	水	2回 13:00		○中賃目安伝達 ○特定（産別）最賃改定の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定（産別）最賃改定の必要性の有無に係る検討	3回 15:30	○実地視察結果 ○参考人意見聴取	
5	8. 1 （大会議室）	金						4回 15:00	○（地域別）額提示、調整	
6	8. 4 （大会議室）	月						5回 15:00	○（地域別）額調整、（結審）	
	8. 4(月) ～8. 19(火)							地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令第6条第5項適用の場合)		
7	8. 6 （大会議室）	水	3回 16:00		○地賃専門部会報告(8/6専門部会で結審の場合) （全会一致でなかった場合；採決） ○特定（産別）最賃専門部会 役割分担、運営について ○特定（産別）最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定（産別）最賃改定諮問（必要ありの場合）	2回 13:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定（産別）最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	○（地域別）額調整（結審）	
	8. 6(水) ～8. 21(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/6採決の場合）					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/6～8/21)		
			特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/6～8/21)							
8	8. 8 （大会議室）	金	4回 16:00		○地賃専門部会報告(8/8専門部会で結審の場合) （全会一致でなかった場合；採決）			7回 14:00	○（地域別）額調整予備（結審）	
	8. 8(金) ～8. 25(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/8採決の場合）							

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
9	8. 20 （中会議室）	水	4 回 （または 5回） 9:30		異議審（8/4答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	8.22 （中会議室）	金			異議審（8/6答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	8.26 （中会議室）	火			異議審（8/8答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	8.28 （大会議室）	木			異議審（8/12答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
10	9. 1 （大会議室）	月						1 回 14:00	（産業別合同部会） ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 （産業別資料説明） ◇新聞業 ◇自動車（新車）小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
11	9. 8 （中会議室）	月						2 回 14:00 15:30	（産業別） ○額の提示 ◇新聞業（14:00～） ◇自動車（新車）小売業（15:30～）	
12	9. 9 （中会議室）	火						2 回 14:00 15:30	（産業別） ○額の提示 ◇各種商品小売業（14:00～） ◇糖類製造業（15:30～）	
13	9. 10 （中会議室）	水						3 回 14:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇新聞業	
	9. 10(水) ～25(木)							特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令第6条第5項適用）		
14	9. 11 （中会議室）	木						3 回 14:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇自動車（新車）小売業	
	9. 11(木) ～9. 26(金)							特定最賃（自動車）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令第6条第5項適用）		
15	9. 12(金) （中会議室）	金						3 回 14:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇各種小売業	
	9. 12(金) ～9. 29(月)							特定最賃（各種商品）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令第6条第5項適用）		
16	9. 16 （中会議室）	火						3 回 14:00	（産業別） ○額の調整（結審） ◇糖類製造業	
	9. 16(火) ～10. 1(水)							特定最賃（糖類）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（令第6条第5項適用）		
17	9. 22. 24 （22大会議室） （24中会議室）	月水						4 回 14:00～ 15:30～	（産業別）○額の調整（結審：予備日） 各業種	
18	9. 25 （大会議室）	木	5 回 15:00		○（産業別）額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9. 25(木) ～10. 10(金)							特定最賃（各業種）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示		

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	
	8. 3. 6 (大会議室)	金	6 回 16:00		○令和7年度の審議会総括について ○令和8年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程																														
公示期間												第1回本審開催公示(27日まで)																		
その他																														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
審議会開催日程	第1回 本審		予備日														第1回 専門部会					(予備日)	第2回 専門部会(事業 場視察)実施予定期間							・第2回 本審 ・第1回 運営小委 員会 ・第3回 専門部会	予備日
開催時間	15:00																15:00					15:00								13:00～ 14:00～ 15:30～	13:00～ 14:00～ 15:30～
公示期間	地質改正答諮問意見聴取公示(16日まで)													第2回本審開催公示(28日まで)																	
	専門部会委員推薦公示(16日まで)																	第3回本審開催公示(1日まで)													
その他																						上記日程において3事業場程度視察								中賃目安 伝達	

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程	第4回 専門部会			第5回 専門部会 (8/4答申 の場合 10/1発 効)	(予備日)	・第2回 運営小 委員会 ・第6回 専門部会 ・第3回 本審	(予備日)	予備日 ・第7回 専門部会 ・第4回 本審				予備日 ・第8回 専門部会 ・(第4回) 本審		(予備日)				予備日		第4回 本審 (異議審) (予備) (8月4日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審) (予備) (8月5日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審) (予備) (8月6日 答申の 場合)			第5回 本審 (異議審) (予備) (8月7日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月8日 答申の 場合)		第5回 本審 (異議審) (予備) (8月12日 答申の 場合)			
開催時間	15:00			15:00		13:00～ 14:00～ 16:00～		14:00～ 16:00～				14:00～ 16:00～								9:30～	9:30～	9:30～			9:30～	9:30～		9:30～			
公示期間				地質改正答申意見聴取(異議申出)公示(19日まで)																											
	第3回本審開催公示(1日まで)							地質改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(21日まで)																							
								特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(21日まで)																							
								特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(25日まで)																							
その他																															

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会開催日程	・特定最 賃 第1回 産業別 専門部会 合同部会 ・第5回 本審 (異議審) (予備) (8月14日 答申の 場合)	予備日	予備日 第5回 本審 (異議審) (予備) (8月18日 答申の 場合)					特定 ①②③④ 第2回 専門部会		特定 ①②③④ 第3回 専門部会 ※13～15日除く												予備日	特定 ①②③④ 第4回 専門部会 ※23日除く	第6回 本審 (採決の 場合)	第6回 本審 (予備日)					
開催時間	14:00～ 9:30～		14:00～ 9:30～					14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～	14:00～	14:00～				14:00～	14:00～						14:00～ 15:30～		14:00～ 15:30～	15:00	15:00			
公示期間										特賃(10日答申)改正答申意見聴取公示(25日まで)																				
												特賃(12日答申)改正答申意見聴取公示(29日まで)																		
																特賃(16日答申)改正答申意見聴取公示(10/1まで)														
その他					旧 盆																									

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会 会議種別						第6回 本審			予備日																						
開催時間						16:00			16:00																						
公示期間																															
その他																															

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月1日(月)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
9月2日(火)		9月17日(水)		9月30日(火)		10月30日(木)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月6日(土)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月27日(月)		11月26日(水)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月28日(火)		11月27日(木)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月3日(金)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月4日(土)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月5日(日)		10月20日(月)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月6日(月)		10月21日(火)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月7日(金)		12月7日(日)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(月)		9月16日(火)		10月1日(水)		10月31日(金)
9月2日(火)		9月17日(水)		10月2日(木)		11月1日(土)
9月3日(水)		9月18日(木)		10月3日(金)		11月2日(日)
9月4日(木)		9月19日(金)		10月6日(月)		11月5日(水)
9月5日(金)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月6日(土)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月7日(日)		9月22日(月)		10月7日(火)		11月6日(木)
9月8日(月)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月9日(火)		9月24日(水)		10月8日(水)		11月7日(金)
9月10日(水)		9月25日(木)		10月9日(木)		11月8日(土)
9月11日(木)		9月26日(金)		10月10日(金)		11月9日(日)
9月12日(金)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月13日(土)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月14日(日)		9月29日(月)		10月14日(火)		11月13日(木)
9月15日(月)		9月30日(火)		10月15日(水)		11月14日(金)
9月16日(火)		10月1日(水)		10月16日(木)		11月15日(土)
9月17日(水)		10月2日(木)		10月17日(金)		11月16日(日)
9月18日(木)		10月3日(金)		10月20日(月)		11月19日(水)
9月19日(金)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月20日(土)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月21日(日)		10月6日(月)		10月21日(火)		11月20日(木)
9月22日(月)		10月7日(火)		10月22日(水)		11月21日(金)
9月23日(火)		10月8日(水)		10月23日(木)		11月22日(土)
9月24日(水)		10月9日(木)		10月24日(金)		11月23日(日)
9月25日(木)		10月10日(金)		10月27日(月)		11月26日(水)
9月26日(金)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月27日(土)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月28日(日)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月29日(月)		10月14日(火)		10月28日(火)		11月27日(木)
9月30日(火)		10月15日(水)		10月29日(水)		11月28日(金)
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月1日(土)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月2日(日)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)
11月3日(月)		11月18日(火)		12月3日(水)		1月2日(金)
11月4日(火)		11月19日(水)		12月4日(木)		1月3日(土)
11月5日(水)		11月20日(木)		12月5日(金)		1月4日(日)
11月6日(木)		11月21日(金)		12月8日(月)		1月7日(水)
11月7日(金)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月8日(土)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月9日(日)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月10日(月)		11月25日(火)		12月9日(火)		1月8日(木)
11月11日(火)		11月26日(水)		12月10日(水)		1月9日(金)
11月12日(水)		11月27日(木)		12月11日(木)		1月10日(土)
11月13日(木)		11月28日(金)		12月12日(金)		1月11日(日)
11月14日(金)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月15日(土)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月16日(日)		12月1日(月)		12月15日(月)		1月14日(水)
11月17日(月)		12月2日(火)		12月16日(火)		1月15日(木)
11月18日(火)		12月3日(水)		12月17日(水)		1月16日(金)
11月19日(水)		12月4日(木)		12月18日(木)		1月17日(土)
11月20日(木)		12月5日(金)		12月19日(金)		1月18日(日)
11月21日(金)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月22日(土)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

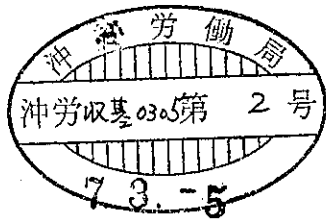
※令和7年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月2日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月23日(日)		12月8日(月)		12月22日(月)		1月21日(水)
11月24日(月)		12月9日(火)		12月23日(火)		1月22日(木)
11月25日(火)		12月10日(水)		12月24日(水)		1月23日(金)
11月26日(水)		12月11日(木)		12月25日(木)		1月24日(土)
11月27日(木)		12月12日(金)		12月26日(金)		1月25日(日)
11月28日(金)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月29日(土)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
11月30日(日)		12月15日(月)		1月5日(月)		2月4日(水)
12月1日(月)		12月16日(火)		1月6日(火)		2月5日(木)
12月2日(火)		12月17日(水)		1月7日(水)		2月6日(金)
12月3日(水)		12月18日(木)		1月8日(木)		2月7日(土)
12月4日(木)		12月19日(金)		1月9日(金)		2月8日(日)
12月5日(金)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月6日(土)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月7日(日)		12月22日(月)		1月13日(火)		2月12日(木)
12月8日(月)		12月23日(火)		1月14日(水)		2月13日(金)
12月9日(火)		12月24日(水)		1月15日(木)		2月14日(土)
12月10日(水)		12月25日(木)		1月16日(金)		2月15日(日)
12月11日(木)		12月26日(金)		1月19日(月)		2月18日(水)
12月12日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月13日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月14日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月15日(月)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月16日(火)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月17日(水)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月18日(木)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月19日(金)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月20日(土)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月21日(日)		1月5日(月)		1月20日(火)		2月19日(木)
12月22日(月)		1月6日(火)		1月21日(水)		2月20日(金)
12月23日(火)		1月7日(水)		1月22日(木)		2月21日(土)
12月24日(水)		1月8日(木)		1月23日(金)		2月22日(日)
12月25日(木)		1月9日(金)		1月26日(月)		2月25日(水)
12月26日(金)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月27日(土)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月28日(日)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月29日(月)		1月13日(火)		1月27日(火)		2月26日(木)
12月30日(火)		1月14日(水)		1月28日(水)		2月27日(金)
12月31日(水)		1月15日(木)		1月29日(木)		2月28日(土)

連合沖縄発第047号
2025年3月5日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 様



日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合
最低賃金対策委
委員長 喜納

2025年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。

2025年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2025年3月5日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 平田 隆太	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 590人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 石川 亮太	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 580人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,380人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 1,940人	同上	同上